

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（836））
2. 日 時：平成30年4月4日 13時30分～16時45分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

津金主任安全審査官、安田主任安全審査官、植木安全審査官、照井安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他7名

北海道電力株式会社 泊発電所 機械保修課 主任

東北電力株式会社：原子力部（原子力設備） 担当 他2名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部設備技術グループ 担当 他2名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 担当

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力耐震技術チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力設備） 担当

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当

## 5. 要旨

（1）日本原子力発電から、3月22日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請に係る説明スケジュール、東海第二発電所の工事計画認可申請書のうち可搬型重大事故等対処設備の耐震性に関する説明書について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 可搬型重大事故等対処設備のうち、計測設備等で一部常設の設備を有する場合は、その理由及び当該設備の技術基準へ適合性を整理して提示すること。
- 積雪に対して除雪で対応するとしているが、具体的な運用の方針について保安規定における位置づけも考慮して整理して提示すること。
- 地震荷重と風荷重の比較について、算出に使用するパラメータの具体的な数値を整理して提示すること。
- 車両型設備の加振試験において、固縛装置の余長の長さを考慮しているが、余長長さについて検討した経緯を整理して提示すること。
- 加振試験の入力波の継続時間は基準地震動  $S_s$  より短い、短い理由、短いことによる加振試験の結果への影響および妥当性について整理して提示すること。
- 加振試験後の機能維持確認方法と結果について、可搬型気象観測設備（雨量計）を10回転倒させるとしている理由を整理して提示すること。
- 取付ボルトの締結状態について、可搬型重大事故等対処設備の耐震評価との関係を明確にした上で当該状態について考慮すべき事項を整理して提示すること。
- ポンベ設備の許容応力について、評価対象部位も踏まえて、せん断のみ考慮している理由を再度整理して提示すること。
- 保管場所の地震応答解析について、緊急時対策所等の隣接する建物・構築物が当該解析に及ぼす影響を整理して提示すること。

- 保管場所の地震応答解析において地盤を一次元水平成層地盤としてモデル化しているが、実際の地質構造に照らした上で一次元波動論を用いることの妥当性について、整理して提示すること。また、補足説明資料においても、解析用地盤物性の引用元を提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

なし